



五十沢小学校だより

いのち かがやく

No.2

令和7年5月30日



【子どもの笑顔】を支える【保護者、地域の笑顔】と【教職員の笑顔】

伝統の「花の丘」植栽活動 6月10日(火) 地域の皆様 ぜひお越しください(雨天12日(木))

五十沢が誇る三国川ダム、しゃくなげ湖、五十沢キャンプ場に向かう道路脇の花壇を花で飾る活動は、平成6年(HPから修正)にサルビア苗を五十沢中学校の生徒が植えたことが始まりだそうです。五十沢小学校が引き継いで今年で31年目です。

これまでは、児童の活動としていましたが、今年度、ぜひ地域の方と一緒に汗を流す活動にしていきたいと考えています。それは、今後の児童数減少(五十沢小に限らず全国的に)、地域の人との信頼関係づくり(「地域のためにありがとうね」と言われること)、地域を地域の人と盛り上げる、などさまざまな価値があると思うからです。5月27日(火)に5,6年生が土作りをしてきました。

6月10日(火)10:00~10:40ごろ、ぜひ、しゃくなげ湖管理棟への道路脇で子どもたちといっしょに花の苗植えをいたしましょう。特に事前連絡はいただかなくて結構です。直接お越しください。



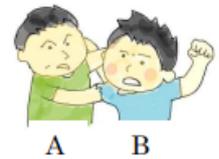
いじめ見逃しゼロ ~これっていじめ?~

(鹿児島県総合教育センター「指導資料 生徒指導」第74号 令和元年10月発行より)

事例1 Aは、Bに消しゴムをちぎって投げた。Bは何度も「やめて」と言ったが、Aは繰り返し消しゴムをぶつけ、けらけら笑っていた。頭にきたBは、Aを叩いた。すると、Aは、「よくも手を出したな!」とBを押し倒し、馬乗りになって何度も殴ったので、Bは泣き出してしまった。



担任が、事情を確認すると、Aは「Bが叩いてきたので、やり返しただけ。これは、『けんか』です。」と主張した。この事案は「けんか」であり、「いじめ」ではない?



事例2 Aが算数の問題を一生懸命に解いていたところ、算数が得意な隣席のBは、聞かれてもいないのにAに答えを教えてしまった。Aは、もう少しで正解にたどり着くところであったので、答えを聞いた途端に泣き出してしまった。Bは、Aに泣かれてしまい困惑した。



Aが泣いたとしても、Bの親切心から起こったことなので、この事案は「いじめ」ではない?



この二つの事例は、「いじめ」でしょうか、「けんか」でしょうか、「心のすれ違いの親切心」でしょうか。

これまで「いじめ」はよくないことである、ということは、当然のこととして教育されてきました。「いじめ」をやめよう、と子どもたち同士でも繰り返し呼びかけ、心がけてきました。

しかし、「どんなことが『いじめ』なのか」という「いじめの定義」は年々更新され、いじめ行為の内容も以前とは大きく違ってきます。学校では、それに合わせた指導をします。ですから価値観も考え方もまだ柔らかい子どもたちは、学校で学ぶ「いじめ」の定義と地域や保護者、以前の感覚や考え方の「いじめ」の定義が違うことに混乱します。

保護者には、PTA 総会でも伝えましたが、ぜひここで今一度、そして、地域の方も現在の「いじめの定義」をもって子どもたちに接していただきたいと思います。そして、五十沢の子どもが、相手も自分も大切にできる子どもに、加害者にも被害者にもしない地域になってほしいと願っています。

五十沢小学校では、6月と11月に児童会と道徳、学級活動で「いじめ見逃しゼロ」の取組を行っています。【6月3日(火)13:40~14:30どなたでも参観可】ぜひ、ご家庭でも話題にしていきたいです

のびる子どもの姿

「一生懸命はかっこいい」「一生懸命は気持ちいい」



5月24日(土)運動会が行われました。当日の子どもたちの姿に対し、地域の方からお褒めの言葉をたくさんいただきました。私たちの大きな励みとなります。ありがとうございます。

私たちは子どもたちの何に感動するのでしょうか。当日の生き生きとした姿は、どこから生まれるのでしょうか。ただ競争をするのではない、何かがあります。

それは、「その日」に向けた子どもたちと職員員の「一生懸命」があるからです。特に、リーダーとして大きな成長をする6年生は、自分の考えを応援リーダーと出し合い、「自分たちで」高めようと全校児童を喚起し、指導しました。担当や周囲の職員が何も言わずとも、改善点を指摘し、励まし、練習方法を工夫していました。その機転や指示の的確さに、担当職員も私も驚きました。結団式当時から考えられない、力強さと自信に満ちた表情、声、言葉、姿が、当日の感動になったのです。

当然、それまでの間には、悩み、全校児童を前にする自信を失いそうになったり言葉を考えられなかったりすることがありました。学級担任は、その相談にのり、励まし、送り出していたそうです。これぞ、教育だと私は思いました。「自分で伸びようとする子を支える」姿です。こうしたエピソードを知らなくても、積み重ねたことがあったから、見ている人に伝わり、感動を生んだのでしょうか。

これからもこうした教育ができるよう、職員一同、一生懸命がんです。

～これっていじめ?の答え合わせ～

いじめの定義は、平成25年「いじめ防止対策推進法」第2条において以下のように制定されています。

「いじめ」とは、(中略)一定の人間関係にある児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象になっている児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「心理的または物理的な影響を与える行為」が「対象になっている児童等が心身の苦痛を感じているもの」ということは、された児童が「いやだ」と苦痛を感じたら「いじめ」ということです。たとえ、周囲から見て「けんか」であっても、「親切心」であっても、受けた児童が「いやだ」と思ったことは「いじめ」になるということなのです。ですので、事例1も事例2も「いじめ」と判断されます。さらに事例1はちよっかいを出したAも叩いたBも「いじめ」となります。相手の感じ方を推し量る力が大切になります。